

フロン回収・破壊法に関する課題及び対策について

2012年5月28日
環境省

1. 検討の背景

- 「フロン類等対策の現状と課題及び今後の方向性について（中間整理）」（平成23年中環審フロン類等対策小委員会）において、回収・破壊制度の充実・強化のため、法律の施行状況について更に詳細な実態把握が必要であり、その結果を踏まえて、既存制度を改善すべきとされた。
- これを踏まえ、環境省においてフロン回収・破壊法の施行状況及び実態等について、主体毎にアンケート調査を行い整理したものである。

2. 検討の結果

得られた結果を下記に示す。なお、対策を実施する場合に考えられる手法について、「現行法の施行強化等による取組（黄色）」、「自主行動等による取組（緑色）」、「法令改正が必要な事項（赤色）」、「法令改正後の運用（青色）」、「他法律への組み込みが必要な事項（紫色）」として整理した。

課題	対策
課題① フロン回収・破壊法の 認知度向上	対策（1）都道府県による普及啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none">➤ 業務用冷凍空調機器所有者を対象とした説明会の実施 説明会の担当部署（建設部局等の関連部局）と連携・協力
	対策（2）業務用冷凍空調機器購入段階での行程管理票の付与（メーカーによる取組） <ul style="list-style-type: none">➤ 新しい業務用冷凍空調機器を購入した場合、保証書の中に行程管理票を添付する仕組みの検討
課題② 行程管理票の確実な活用	対策（1）業務用冷凍空調機器所有者による行程管理票の準備 <ul style="list-style-type: none">➤ 業務用冷凍空調機器所有者に対して、行程管理票の準備・記載の周知徹底
	対策（2）行程管理票の対象の拡大 <ul style="list-style-type: none">➤ 行程管理制度の対象範囲の拡大（フロン類の処理まで）➤ 整備時回収における行程管理票の交付の義務化
	対策（3）票の様式の統一化 <ul style="list-style-type: none">➤ 行程管理票の統一化➤ 必要十分な項目を満たした中での行程管理票のさらなる簡素化
	対策（4）行程管理票の電子化 <ul style="list-style-type: none">➤ 行程管理票の電子化（メール等の活用） ※行程管理票の記載に係る事業者の負担を軽減する

課題③

**特定解体工事元請業者
の確認及び説明の確実な
実施**

対策(1) 事前確認の周知徹底

- 建設リサイクル法担当部局と連携した立入検査等の実施
- 建設リサイクル法の発注者等（業務用冷凍空調機器所有者に相当）が工事着手の7日前までに解体等の届出書類を提出する際、フロン回収・破壊法に関するパンフレットや行程管理票を配布、または入手方法の説明

対策(2) 業務用冷凍空調機器の有無を確認できる仕組みの検討

- 特定解体工事元請業者、業務用冷凍空調機器所有者が業務用冷凍空調機器の有無を確実に確認できる制度の検討
- 特定解体工事元請業者の説明義務の担保措置の強化

対策(3) 事前確認書の保管義務

- 事前確認書およびその写しを特定解体工事元請業者及び業務用冷凍空調機器所有者の双方が一定期間保管することの義務化
 - ・ 例えば、委託確認書、引取証明書と同じ3年間とする

**対策(4) 解体工事（改築・改装を含む）許可制の導入可能性の検討
（建設リサイクル法との調整）**

- フロン類の回収が終了しない限り、建物の解体が許可されないなどの仕組みの検討

課題④

**フロン類回収作業に必要な
作業時間・作業現場の
確保**

対策(1) 業務用冷凍空調機器所有者への周知**対策(2) 作業工程の標準化****課題⑤**

**第一種フロン類回収業者
の技術力向上**

対策(1) 第一種フロン類回収業者への技術情報の提供

- 回収技術マニュアルの普及
 - ・ INFREPの「フロン回収ガイドライン」など

対策(2) 効率的な回収容器の返却

- 破壊処理施設への周知徹底

**対策(3) 資格に関する更新手続きの義務化と技術講習会の実施
（各団体による取組）**

- 更新の義務化
- 更新に際しては技術試験合格や技術講習会終了の規定

対策(4) 登録手数料の引き上げ（都道府県による取組）

- 登録手数料の引き上による第一種フロン類回収業者の峻別

課題

対策

課題⑤

第一種フロン類回収業者の技術力向上

対策(5) 表彰制度の確立 (都道府県による取組)

- 第一種フロン類回収業者のモチベーション向上のための制度の構築

対策(6) 第一種フロン類回収業登録方法の確立

- 十分な知見を有する者に関する証明書等の提出を義務化
- 十分な知見を有する者の所属状況やこれまでの実績を把握した上で事業者の技能を見極め、さらに今後の事業計画を提出させるなど、統一的な登録方法の検討

対策(7) 十分な知見を有する者に該当する資格の明確化

- フロン類回収作業について、十分な知見を有するものとして認められる資格の限定

対策(8) 十分な知見を有する者による回収作業の実施の義務化

- フロン類回収作業を実施する者は、十分な知見を有する者の資格を持つ者に限定
 - ・ 十分な知見を有する者が誰であるのか、その者の所属（従業員もしくは契約にてフロン回収を委託する者）、具体的な取得資格などの項目を規定する

対策(9) 実務経験内容の明確化

- 実務経験だけをもって新規登録可能という措置を認めない

対策(10) フロン回収装置・回収容器の所有の義務化

- ある一定規模以上の回収装置、回収容器を所有していることなどの基準の設定

対策(11) 第一種フロン類回収業登録の更新方法の見直し

- 登録期間5年間に一度もフロン類の回収の実績が無い事業者は、適正な回収作業を期待できない等の理由により更新を認めないことを法律に明記

課題⑥

フロン回収に係る費用の支払いの徹底

対策(1) 費用負担の必要性の周知徹底

対策(2) 見積もりを容易にするための機器データベースの構築 (メーカーによる取組)

- フロン回収のモデルケースごとの回収費用の提示
- 冷媒充填量算出データベースの作成

対策(3) 見積書・発注書におけるフロン類の回収費用の明確化

- 見積書にフロン回収に係る費目の明記
- 建物解体とフロン回収を分離して発注することの推進

対策(4) 第一種フロン類引渡受託者数の限定 (重層構造の軽減)

- 第一種フロン類引渡受託者の数を限定する

課題	対策
課題⑦ フロンの再生・再利用の促進	対策(1)再生・再利用基準の明確化(規格化) (各団体による取組) 対策(2)逆有償の許可 ▶ 有償、無償、さらには逆有償を規定せず、第一種フロン類回収業者の引渡義務を徹底(冷媒管理を徹底)
課題⑧ 「都道府県知事が認める者」の明確化	対策(1)要件の規定 ▶ フロン回収・破壊法またはその省令において、都道府県知事が認める者の要件の明確化
課題⑨ フロン回収・破壊法の施行体制の強化	対策(1)立入検査の拡充 ▶ 建設部局、廃棄物対策部局との連携 ▶ 建設リサイクル法の届出を活用した立入検査の実施 ▶ 国の緊急雇用対策事業を活用した嘱託職員の雇用、都道府県の冷凍空調工業会(日本冷凍空調設備工業連合会加盟団体)や都道府県のフロン回収事業協会への委託 対策(2)都道府県条例の見直し (都道府県による取組)
その他	対策(1)業務用冷凍空調機器の種類を明確化 ▶ 家電リサイクル法以外の機器等 対策(2)罰則の強化 ▶ 罰金の限度額の引き上げによるみだり放出の抑止 対策(3)回収したフロン類の所有権を明確化 ▶ 第一種フロン類回収業者に帰属するものの、現場ではその所有権が曖昧 対策(4)経済的手法の検討 ▶ 経済的手法の実現可能性についての検討